

亀山市公告第4号

亀山市本町及び北町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年1月25日

亀山市長 櫻井 義之

1 地図及び簿冊の名称

- (1) 北町①の地籍図
- (2) 北町①の地籍簿

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和5年1月25日（水）から同年2月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 閲覧場所

亀山市建設部土木課用地グループ

4 その他

- (1) 地図は令和4年2月に測量して、簿冊は同年12月8日現在の状況により調査して作成したものである。
- (2) 地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、亀山市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- (3) 訂正の申出は、各自印章を持参の上、閲覧場所で交付する誤り等訂正申出書により行うことができる。